岡山県統合原子力防災ネットワークシステム
機器賃貸借及び保守業務仕様書

平成２７年１０月

岡山県

第１章　総　則

１　件名

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務（以下「本業務」という。）

２　本業務の概要及び目的

統合原子力防災ネットワークは、原子力災害予防や原子力災害発生時等に国と地方公共団体の連携強化のために電話通信、FAX 通信、TV 会議通信及びデータ通信を可能とするための全国規模のネットワークである。

同ネットワークは、原子力災害対策本部、緊急時対応センターとオフサイトセンターを電気通信事業者網（広域系）により接続するネットワークと、オフサイトセンターと各地方公共団体とを電気通信事業者網（地域系）や自治体情報ハイウェイ等によって接続するネットワークから構成される。

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム（以下、「本システム」という。）は、統合原子力防災ネットワークのうち岡山県（以下、「発注者」という。）が整備・運営する県内拠点間を接続する通信事業者網（地域系）、電話通信、FAX 通信、TV 会議通信及びデータ通信に必要な機器からなる。

本仕様書は、既存の本システムを構成する機器の賃貸借期間満了に伴い、新たに本システムを整備・運用するために必要な機器の賃貸借及び保守に関し要件を定めるものである。

３　本システムの構成

岡山県統合原子力防災ネットワーク全体概要図を別図に示す。

本システムを構成する拠点は、以下の３拠点である。

①岡山県庁

②鏡野町役場

③上齋原オフサイトセンター

４　業務範囲

業務範囲は、次のとおりとする。

①本システムに必要な機器の整備及びそれらの設置等のために必要となる作業。機器の設計、整備運搬、据え付け、配線及び調整までの一切を含むものとする。

②本システム整備完了後の機器の保守管理。

なお、通信回線に係る整備及び本システム整備完了後の通信事業者網（地域系）を運用するための通信事業者との契約及び保守管理については別契約とする。

５　適用法令

本システムの設計、整備、保守管理にあたっては、本仕様書によるほか関係法令に適合するものとする。また、本システムに関して、特許権、実用新案権または著作権等第三者の権利の対象になっているものの利用に関して発生した問題は全て受注者の責任において処理すること。

6　本システムの賃貸借期間等

賃貸借期間及び保守期間は①のとおりとし、納入期限は②のとおりとする。なお、賃貸借及び保守に係る費用（以下、「賃貸借料」という。）は平成 28 年３月 15 日分から支払うものとする。

①運用期間

平成 28 年３月 15 日から平成 33 年３月 14 日まで

②機器納入期限

平成 28 年３月 10 日

7　設置場所

本システムで整備する機器の設置場所は、次のとおりとする。

①岡山県庁本部会議室（岡山市北区内山下 2-4-6 東棟１階 防災・危機管理センター）

②鏡野町役場（苫田郡鏡野町竹田 660）

③上齋原オフサイトセンター（苫田郡鏡野町上齋原 514-1）

なお、各機器の詳細な設置場所については、受注者確定後に別途発注者指示のうえ決定するものとする。

8　受注者の義務

①本仕様書及び発注者の指示、指導に基づき業務を忠実かつ確実に履行すること。

②システムの重要性を十分理解し、安定した運用を維持継続するため、設計、導入、保守管理を行うこと。

③整備完成時においては、システムが、本仕様書で定める機能を十分発揮するよう調整を行い、正常に通話・通信が出来ることを確認すること。

④整備、保守管理の期間中においてトラブル等発生した場合は、直ちに発注者にその旨を報告するとともに、修理復旧作業を実施すること。

⑤本調達で整備する機器の設置に伴い、国側設備の設定追加や設定変更が生じる場合、発注者にその旨を報告すること。なお、本調達には国側の設備の設定追加、設定変更作業は含まない。

9　提出書類

受注者は、契約後、次に示す提出物をそれぞれの提出期限までに岡山県危機管理課（岡山県岡山市北区内山下２丁目４番６号）へ提出し、承諾を得ること。

提出物	提出期限	提出部数等
施工計画書	契約締結後 14 日以内	紙媒体　３部 電子媒体　１部
設備の全体構成図		
工程表		
機能、性能証明書	契約締結後 28 日以内	紙媒体　３部 電子媒体　１部
機器寸法、構成及び配置図		

構成機器一覧表		
その他発注者が必要とするもの	随時	紙媒体　　３部 電子媒体　１部
設計書、配線敷設図等	機器納入時	危機管理課へ 紙媒体　　３部 電子媒体　１部 鏡野町、上齋原オフサイトセンターへ 紙媒体　　各１部 電子媒体　各１部
検査成績書		
保守体制表		
取扱説明書		
操作マニュアル		
簡易操作マニュアル		

なお、電子媒体の提出にあたっては、CD-R 又は DVD-R に格納の上、提出すること。また、提出するデータは PDF、Excel 又は Word 形式とすること。

10　借入機器の設置及び配線敷設作業

借入機器の設置作業等においては、受注者は、設置場所の庁舎管理者と十分連絡を取り合い、安全管理に特に注意すること。

11　特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

12　瑕疵担保責任

①賃貸借開始後、瑕疵が発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。

②前項の規定による受注者の責任は、４の（１）の賃貸借及び保守期間開始の日から 12 か月以内に請求があった場合に限る。

13　資料提供

①受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、受注者と発注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

②受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

③受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指

示に従った処置を行うものとする。
④受注者及び発注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

14　賃貸借料の支払い
①本業務に係る賃貸借料は賃貸借月の翌月に支払うこととする。
　なお、この契約の開始、終了又は解除により賃貸借期間が月の途中となるときは、その賃貸借料は日割計算とする。ただし、１円未満の端数が生じた場合は、切捨てとする。
②発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る賃貸借料を支払うものとする。
③発注者が、正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ年 2.9 パーセントの遅延利息を受注者に請求することができる。

15　その他
①システムの設置目的を十分考慮し、障害発生の確率の低い機器とすること。
②整備する機器は、運用中に災害や火災が発生する危険性が低いものを採用すること。
③機器を設置する際には、発注者の指示に基づき、耐震対策を講ずること。
④ケーブル配線等は各設置場所の通常業務の支障とならないよう敷設すること。
⑤本仕様書に記載のない事項であっても、システムの構成、機能または運用上必要と認められるものについては、全て整備に含めること。
⑥国が整備する統合原子力防災ネットワーク内の拠点と相互間の通信・通話に支障のない設計とすること。
⑦機器の搬入、据え付け、ケーブル配線などにあたり、発注者等の施設等に損壊等を及ぼした場合、受注者の責任で現状復旧を行うこと。
⑧本システム構成機器（ルータ、レイヤ２スイッチ、IP 電話交換装置、無停電電源装置等）を収納するための機器収納ラックを受注者の負担により耐震対策を施し設置すること。なお、受注者から既設のラックに機器を収容するよう指示がある場合は、対応すること。
⑨既存の本システムを構成する機器から新たに整備する機器への回線等の切替作業は、通信ができなくなる時間をできる限り短くするよう速やかに実施すること。なお、切替作業時に原子力災害等が発生し、発注者から指示があった場合には、切替作業を中断し、切替作業実施前の状態に戻すこと。
⑩岡山情報ハイウェイとの接続については、岡山県県民生活部情報政策課の指示により行うこと。また、接続に要する経費は受注者の負担とする。
⑪鏡野町イントラネットとの接続については、鏡野町情報広報課の指示により行うこと。また、接続に要する経費は受注者の負担とする。
⑫受注者は、本仕様書に基づき調達する機器について、岡山情報ハイウェイ及び鏡野町イントラネットとの接続性について、事前に確認を行うこと。

16　仕様書の解釈及び疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。

第２章　一般仕様

１　一般構造

（１）本仕様書に基づく借入機器は、保守点検が容易なよう機能単位ごとにブロック化された構造とし、現地の設置条件に適したものとする。

また、増設に柔軟に対応できるものであること。

（２）切り替え部・回転部・接続部は動作良好なものを使用すること。

（３）通常の振動衝撃に対し機械的に異常がなく動作できるものを使用すること。

２　環境条件

以下の環境条件において正常に動作し､使用に十分耐えうるものでなければならない。

（１）温度　　＋10℃から＋35℃まで（動作時）

（２）相対湿度　30％から 80％RH まで（ただし結露しないこと。）

３　動作定格

24 時間 365 日連続運転ができること。ただし、ノートパソコンは除く。

４　停電対策

商用電源の供給停止時であっても構成機器が継続して稼働できるよう第３章の５の（13）のシステム機器仕様を満たした無停電電源装置(UPS)を設置すること。

また、その無停電電源装置は、商用電源の供給停止から停電があった場合において、各施設の予備発電機等が稼働するまでの間、構成機器の稼働を継続するのに必要な容量があるものとする。ただし、予備発電機等の設備がない拠点に関しては、商用電源の供給停止から５分間は稼働を継続し、その後全ての機器が正常に動作を停止するまでの間は電源を供給するのに必要な容量があるものでなければならない。

なお、IP ファクシミリ及びテレビ会議制御装置については、停電時に稼働を継続する必要はない。

５　耐震対策

借入機器には耐震対策を行うものとすること。

第３章　システム仕様

１　システムの仕様

（１）国との接続

国の統合原子力防災ネットワークと接続、利用が可能であること。

（２）県庁と各拠点間との接続

岡山県庁と各拠点を接続するネットワーク回線については、音声通話、ファクシミリ通信、PC によるデータ通信及びテレビ会議通信を中心に使用するものであること。

（３）ファクシミリ通信

ファクシミリの送受信に当たり、各拠点間及び国との通信は別図に示すネットワーク回線を用いて通信を行うこと。

（４）テレビ会議システム

①国が整備する TV 会議システム（別途整備）からの会議開催の操作により、国が整備する多地点制御装置（別途整備）を介した１対１TV 会議及び複数拠点間 TV 会議ができること。（国が主催する TV 会議を想定）

②県庁に設置した TV 会議操作端末からの操作により、国が整備する多地点制御装置（別途整備）を介して、県内の自治体間において、１対１の TV 会議ができること。

③PC 画面（別途整備）等の外部入力映像を TV 会議画面とは別に表示し、TV 会議ができること。

④本システムは、国が原子力災害対策本部、緊急時対応センター及びオフサイトセンターに整備する TV 会議システム（別途整備）と相互接続し、原子力防災に資する TV 会議が実施できること。（なお、接続プロトコルは、国が整備する TV 会議システム（別途整備）に従うこと。）

⑤TV 会議システムは、TV 会議システム制御装置、設定画面、操作マニュアル等、原則として日本語による表記とすること。

⑥国が原子力災害対策本部、緊急時対応センター及びオフサイトセンターに整備する TV 会議システム（別途整備）と接続し、TV 会議画面内に、自動で接続毎の拠点名を日本語（平仮名、漢字）で表示できること。

（５）その他機能

その他の本システムにおける機能は、５に示すとおりとする。

２　設計

受注者は、原子力防災ネットワークシステムの正常な運転及び円滑な構築を行うに当たり、発注者との設計及び設定会議を行うこと。

なお、会議の議題や内容、必要な資料構成等は、発注者の指示に従い、受注者が事前に準備すること。

また、会議に必要な資料の作成及び準備は全て受注者が行うこと。

３　搬入及び設置の要件

（１）借入機器の納入に当たり、必要な調整等は発注者の指示に従い行うこと。

（２）サーバ及びネットワーク機器の設置に当たり、必要な配線等の敷設については受注者が行い、借入機器の整備に必要となる付属品、配線等は受注者で準備すること。

なお、敷設に当たっては、内容、スケジュール等について発注者と協議すること。

（３）岡山県庁防災・危機管理センター内に設置されている映像・音響システムへテレビ会議制御装置を接続する際は、既存スイッチャのインターフェイス部を事前に確認し、必要な部材は受注者が準備すること。

また、既存スイッチャ等システムへの映像・音声の取り込みについては、解像度及び音声レベルを既存の仕様に併せて調整すること。

4　設定の要件

（1）借入機器を各設置場所へ納入し、借入機器の動作に必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業及び動作確認を実施すること。

（2）第１章の６に記載する納入期限までに全ての設定及び動作確認等を完了すること。

（3）受注者は、別紙に記載する借入機器を、国・地方自治体の既存システム（テレビ会議システム、PC、電話、ファクシミリ、交換装置、L2スイッチ、ルーター等）と接続可能とすること。ただし、接続するために既存システムの設定変更が必要となる場合には、設定変更内容に必要な情報を発注者に提供すること。

また、既存システムの設定変更については、既存システムの整備業者が別途行う予定であり、その際には、必要な接続を可能とするため、当該事業者と十分な連携を図ること。

5　システム機器仕様

（1）ＩＰ交換機　１台（岡山県庁）

①IP 電話機を１拠点あたり１０台で５拠点まで制御可能なこと。

②電話の着信時に表示される情報の制限ができること（Call Display Restrictions 機能）

③本人が所属するグループ内の着信コールを受けることができること（コールピックアップ機能）

④テレフォニーシステムで許可または拒否の設定に基づいてコールおよび機能を制御できる機能を有すること（論理パーテション機能）

⑤アナログ方式の FAX 回線を収容し、IP ネットワークを経由して送受信することが出来ること。なお、IP 交換機単体ではなく、付属機器を追加して実現してもかまわない。

⑥公衆網（ISDN、アナログ等）を収容し、公衆回線と発着信が可能なこと。なお、IP 交換機単体ではなく、付属機器を追加して実現してもかまわない。

⑦国が設置する IP-PBX（別途整備）と内線接続ができること。なお、IP 交換機単体ではなく、付属機器を追加して実現してもかまわない。

（2）IP 電話機　１２台（岡山県庁：３、鏡野町役場：２、上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ：７）

①ファームウェアの変更が可能であること。

②320 × 240 ピクセル 以上のディスプレイを有すること。

③以下の音声コーデックをサポートすること。

- G.711a
- G.729a

④アコースティック エコー キャンセラ付き全二重スピーカーフォン機能を有すること。

⑤応答できなかったコール、着信および発信したコールにアクセスできること。また、簡単にかけ直すことができること。（ダイレクト ダイヤルバック機能）

⑥ヘッドセット専用ポートがあること。

⑦音量調節として､スピーカーフォン、受話器、ヘッドセット、呼び出し音を調節できること。
⑧複数の呼び出し音から選択できること。
⑨IEEE 802.3af PoE をサポートすること

（３）IP-FAX　４台（岡山県庁：１、鏡野町役場：１、上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ：２）
①国がオフサイトセンターに設置するFAX（別途整備、東芝テック（株）製　e-Studio 257 FAXモデル）とITU-T T.37（ダイレクトSMTP方式）を使用し、文書の送受信ができること。
②操作パネルには、押しボタンに加えてタッチパネルが装備されていること。
③給紙方法は、カセット自動給紙で２段以上であること。
④プリンタ機能の連続プリント速度は、A4サイズにおいて23ページ／分以上であること。
⑤インターフェースは､Ethernet（10/100/1000BASE-T）に対応すること。
⑥インターネットFAXの通信規格は､ITU-T T.37 に準拠し､ダイレクトSMTPに対応すること。
⑦インターネットFAXの原稿サイズおよび記録紙サイズは、A3及びA4に対応すること。
⑧インターネットFAXの解像度は､400dpi×400dpi 以上に対応すること。
⑨インターネットFAXのファイル形式はTIFFとし､圧縮方式として JBIG, MMR,　MR, MH の受信に対応すること。
⑩FAXの記録紙サイズは、A3及びA4に対応すること。
⑪FAXの通信モードは､G3およびスーパーG3に対応すること。
⑫FAXの走査線密度は､高精細時に､16×15.4本/mm 以上に対応すること。
⑬FAXの符号化方式は､JBIG, MMR,　MR, MH に対応すること。
⑭FAXの適用回線は､加入電話回線に対応すること。
⑮FAX着信時（IP及びG3）において、周囲から可視可能な外付け着信ランプを接続可能なこと。
⑯原子力規制庁が別途用意するアドレス帳一括管理機能と連携して、アドレス帳の管理が行えること。一括管理機能と連携しない場合は、賃貸借期間内に発注者からアドレス帳の変更の指示があった場合には速やかに実施すること。

（４）ルータ（Ｌ３スイッチ）　３台
（岡山県庁：１、鏡野町役場：１、上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ：１）
①電気通信事業者の提供する回線を収容すること。
②L2スイッチとの接続のため、100Mbpsのポートを有すること。
③IPルーティングプロトコルとして、RIP V1/V2、OSPF、BGPに対応すること。
④宛先/発信元IPアドレス､TCP/UDPポート番号などにより指定したIPパケットのフィルタリング機能を有すること。（アクセスコントロールリスト）
⑤QoS機能として、クラスベース WFQ（CBWFQ）に対応できること。
⑥管理機能として、SNMPv3に対応できること。

（５）Ｌ２スイッチ　３台（岡山県庁：１、鏡野町役場：１、上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ：１）

①100Base-TX のポートを、１台あたり２４ケ有すること。

②IEEE802.1Q VLAN 規格に準拠していること。

③IEEE 802.1ab （LLDP） 規格に準拠していること。

④IEEE802.1D に準拠したスパニングツリー機能及び IEEE802.1w/IEEE802.1s に準拠した高速/多重スパニングツリー機能に対応すること。

⑤IEEE802.1p に準拠した CoS 優先制御機能に対応すること。

⑥IEEE802.3x に準拠したフロー制御機能に対応すること。

⑦IEEE 802.3af（PoE）規格に準拠していること。

⑧SNMP V1（RFC1157），SNMP v2C(RFC1901)による管理機能を有すること。

（６）ノート型パソコン　９台（岡山県庁：１、鏡野町役場：１、上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ：７）

①CPU は、Intel Core i5 相当以上を有すること。

②メインメモリは４ＧＢ以上有すること。

③解像度 1,366×768 ドット以上をサポートでき、最大 1,677 万色程度の表示ができること。

④JIS 日本語配列もしくは OADG に準拠するキーボードを有すること。

⑤スクロール機能付きマウスを 1 台添付すること。

⑥ハードディスクは、500GB 以上のものを１台、内蔵すること。

⑦DVD スーパーマルチドライブを内蔵すること。

⑧100Base-TX に対応した LAN インタフェースを内蔵すること。

⑨セキュリティロックスロットがあること。

⑩OS は Windows 7 Professional 相当以上とすること。

⑪以下のアプリケーションを有すること。

- Microsoft office professional 2013
- アンチウィルスソフトウェア

⑫設置場所と PC 本体底面の間に敷く、滑り止めマットを付けること。

（７）プリンタ　１台（上齋原オフサイトセンター）

①半導体レーザービーム走査もしくは LED 乾式電子写真方式であること。

②両面印刷が可能であること。

③A4 サイズにおいて、カラー及びモノクロ印刷処理が 20 頁／分以上の機能を有すること。

④64MB 以上のメモリを有すること。

⑤最大 A3 の用紙サイズに対応可能なこと。

⑥手差しトレイを除く、2 段以上の用紙トレイを有すること。

⑦100Base-TX の LAN インタフェースを内蔵すること。

⑧カラープリンタとすること。

（８）ＴＶ会議制御装置（Ｉ型）（岡山県庁１台）

①次のHDカメラを具備すること。
ア）解像度：1920 × 1080 以上
イ）ズーム倍率：光学7倍以上。
ウ）パン、チルトの動作範囲：パン±90° 以上、チルト±20° 以上。
②帯域幅は、10Mbps以上に対応していること。
③次のビデオ入出力に対応していること。
ア）ビデオ規格：H.261、H.263、H.263+、H.264、H.265
イ）ビデオ入力：HDMI 入力（3系統），DVI-I 入力(1系統)，コンポジット入力(1系統)
ウ）ビデオ出力：HDMI出力（2系統），DVI-I出力(1系統)
エ）ビデオ解像度：CIF，4CIF，720p30，1080p30，720p60，1080p60
④次のオーディオ入出力に対応していること。
ア）オーディオ規格：G.711、G.722、G.722.1、G.729AB
イ）オーディオ機能：エコーキャンセラ，オートゲインコントロール
ウ）オーディオ入力：マイク入力（8系統），バランスラインレベル入力(4系統)
エ）オーディオ出力：バランスラインレベル出力(6系統)
⑤次のデュアルストリームに対応していること。
ア）伝送規格：H.239（H.323）
イ）解像度：メイン ストリームの解像度に依存せず、最大 1080p30 の解像度
⑥次の接続プロトコルに対応していること。
H.323

（９）ＴＶ会議制御装置（Ⅱ型）（鏡野町役場１台）
①次のHDカメラを具備すること。
ア）解像度：1920 × 1080 以上。
イ）ズーム倍率：光学4倍以上。
ウ）パン、チルトの動作範囲：パン±90° 以上、チルト±15° 以上。
②帯域幅は、6Mbps以上に対応していること。
③次のビデオ入出力に対応していること。
ア）ビデオ規格：H.263、H.263+、H.264
イ）ビデオ入力：HDMI 入力（1系統），DVI-I 入力(1系統)
ウ）ビデオ出力：HDMI出力（2系統）
エ）ビデオ解像度：720p30，1080p30，720p60，1080p60
④次のオーディオ入出力に対応していること。
ア）オーディオ規格：G.711、G.722、G.722.1
イ）オーディオ機能：エコーキャンセラ，オートゲインコントロール
ウ）オーディオ入力：マイク入力（2系統），ライン入力(1系統)
エ）オーディオ出力：ライン出力(1系統)
⑤次のデュアルストリームに対応していること。
ア）伝送規格：H.239（H.323）
イ）解像度：最大 1080p の解像度

⑥次の接続プロトコルに対応していること。
H.323

(10) 卓上型マイクシステム（岡山県庁：マイク５本、鏡野町役場：２本）
①卓上型マイクは、TV 会議システムの音声伝送が可能であること。
②卓上型マイクは、話者の声を明瞭に感知し、TV 会議時には、話者の音声が相手方に明瞭に伝送し、拠点内のスピーカから明瞭な音声が出力できること。
③卓上型マイクは、マイクスタンドを添付するなどして、卓上に自立できること。
④マイクは、グースネック型コンデンサマイクとし、マイク先端部に赤色 LED を設けること。
⑤マイクスタンドのスイッチを操作することにより、マイクのオンオフを切り替えられること。また、マイクがオンのとき、先端部の LED が点灯すること。
⑥卓上型マイクの電源は、ファントム DC11～52V とすること。
⑦岡山県庁については、５本の卓上マイクを TV 会議制御装置に接続すること。必要に応じてミキサー等を添付してもかまわない。

(11) ＴＶ会議用モニタ（Ｉ型）（岡山県庁：１台）
①マルチディスプレイ（６０インチ液晶ディスプレイ１面）とすること。
②災害対策本部会議室に調和するデザインとすること。
③マルチディスプレイの設置及び接続に伴う機器の設置やケーブル配線作業が容易にできる構造であること。
④性能については、次のア～スを満たすこと。

ア	表示サイズ	60 型以上
イ	表示画素数	1366×768 以上
ウ	表示色	約 1677 万色
エ	視野角	左右 176° /上下 176° 以上
オ	ＰＣ入力	DVI-D､VGA(D-sub15 ピン)
カ	ビデオ入力	ﾐﾆD-sub15 ピン､HDMI
キ	電源電圧	AC100V　50/60Hz
ク	消費電力	500W 以下
ケ	制御入力端子	D-sub9 ピン(RS-232C)×1
コ	コントラスト比	3500：1 以上
サ	最大輝度	700cd/㎡以上
シ	連続稼働時間	24 時間連続可動可能
ス	ベゼル幅	マルチディスプレイ構成時の隣接するフレーム幅が 6.5mm 以下

(12) ＴＶ会議用モニタ（Ⅱ型）（鏡野町役場：１台）
①映像表示は、液晶方式とすること。
②パネルサイズは 32 インチ以上とすること。
③画面比は１６(横)：９（縦）とすること。
④一画面あたりの解像度は、1,366（横）×768（縦）とすること。

⑤ＴＶ会議用モニタの上部には、ＴＶ会議用カメラが設置できるカメラ台を設けること。
⑥HDMI 入力端子を２ヶ以上実装していること。
⑦モニタの設置に当たっては、鏡野町の既存映像システムとの調和を図るものとし、モニタの台座を準備し、床、梁等へ耐震固定すること。

(13) 無停電電源装置（1.5KVA）　２台（岡山県庁：１、鏡野町役場：１）
①定格入力　：単相　AC100V　60Hz
②定格出力　：単相　AC100V　60Hz
③出力電力容量　：1.5 kVA 以上
④バックアップ時間　：5 分間以上（最大出力時）
⑤出力の接続形態　：常時インバータ給電方式又はラインインタラクティブ方式（上齋原オフサイトセンターについては、施設に設置されているものを使用。）

(13) メディアコンバータ（Ｉ型）　４台
（岡山県情報ハイウェイ津山 POP：１、鏡野町役場：１、上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ：２）
①適合光ファイバ：シングルモード(SM) １芯
②インターフェイス：100BASE-TX
③伝送距離：40km 以上可能とすること。

(14) メディアコンバータ（Ⅱ型）　２台（岡山県庁：１、県庁 POP：１）
①適合光ファイバ：マルチモード ２芯
②インターフェイス：100Base-TX
③伝送距離：2km 以上可能とすること。

(15) その他設置に必要な機器、設備
①機器を収納する通信機器収納ラック等
②上齋原振興センター、上齋原オフサイトセンター間の光ケーブル（約 100m)、鏡野町役場内及び鏡野町奥津振興センター内のパッチケーブル（コネクタの仕様：SP/SPC)
③その他、機器の接続に必要なケーブル等

6　各拠点におけるシステム構成機器及び借入数量

設置場所 / 機器名称	岡山県庁	鏡野町役場	上齋原ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ	計
IP 交換機	1			1
IP 電話機	3	2	7	12
IP-FAX	1	1	2	4
ルータ（L3 スイッチ）	1	1	1	3
L2 スイッチ	1	1	1	3
ノートパソコン	1	1	7	9
プリンタ			1	1
TV 会議制御装置（Ⅰ型）	1			1
TV 会議制御装置（Ⅱ型）		1		1
卓上型マイクシステム	1	1		2
TV 会議用モニタ（Ⅰ型）	1			1
TV 会議用モニタ（Ⅱ型）		1		1
無停電電源装置	1	1		2
メディアコンバータ（Ⅰ型）	1	1	2	4
メディアコンバータ（Ⅱ型）	1	1		2

7　現地調査及び設計

借入機器、機器収納ラックの設置場所、電源状況について、各納入場所において現地調査を行い、その調査結果を基に設計及び作業方法等の検討を行うこと。

8　据付作業

据付作業は、機器収納ラックの据付と、機器収納ラック内搭載（既設機器において必要となる搭載を含む。）、ノートパソコン、IP 電話機、IP ファクシミリ、テレビ会議システム等の据付、岡山県庁及び鏡野町役場の映像音響設備との接続、これらの機器とラック間の配線、発注者が準備する通信回線及び分電盤までの電力配線、国が整備するファイヤーウォール装置までの配線とする（既設機器において必要となる配線を含む。）。

なお、据付事項に際して受注者が留意すべき事項は、９を参照のこと。

9　現地調整試験

本システムの要求機能が正常に機能するか、借入機器間の通話及び通信試験等の総合試験を実施すること。

また、緊急時対応センター、オフサイトセンター等との通話及び通信試験を行い、統合原子力防災ネットワークとの相互接続を確認すること。

10　据付作業に係る留意事項

（１）概要

借入機器の据付作業を実施するに当たり、現地調査を行い、現地の状況を十分に把握すること。

なお、現地調査は以下の要領で実施すること。

①ネットワーク機器、端末等を設置する場所のレイアウト及び建物内の位置条件等を調査し、機器配置、配線図の基礎資料とすること。

②ネットワーク機器、端末への電源供給用の分電盤容量及び位置を調査し、電源ケーブル等の配線図の基礎資料とすること。

（２）機器配置計画

①借入機器の配置は、機器相互の接続関係、保守スペース、更新スペース、緊急時持ち込み機材スペース等を考慮し配置すること。

②借入機器の設置場所は、現地設置条件に整合した機器配置とすること。

③借入機器の配線ケーブルは、原則、フリーアクセス床、OA フロア内、天井裏内、配管内への配線とすること。

④借入機器の据付等に際し、施設又は機械等に損壊が生じた場合は、受注者の責任においてこれを補償すること。

⑤借入機器を配置する際は、事前に発注者の承認を得ること。

（３）耐震対策

①機器収納ラックの据付は耐震キット、架台補強、アンカー工事等の対策を行い、耐震上問題ないものとすること。

②機器収納ラック内搭載機器は必要に応じて、ボルトや OA 機器用固定バンド等によ

り、転倒防止、耐震対策を施すこと。

（４）配線作業

①配線は、フリーアクセス配線を原則とする。また、ケーブル保護は必要に応じて行うこと。

②通信用ケーブルと既設電源ケーブルは適切な離隔距離を保つこと。ただし、配線用セパレート付ケーブルトレー等で、適切な離隔距離と同等な機能を保つことができる場合は、この限りでない。

③レイアウトに柔軟に対応したケーブルの長さを考慮すること。

④配線ルートは事前に施工図を作成し、発注者の承認を得ること。

（５）配線ケーブル選定

①通信用ケーブルは、電源等の電磁波障害が発生するところはシールドケーブルを採用すること。

②ケーブルは、環境に考慮し環境調和型電線・ケーブルを使用すること。

③通信用ケーブルは、システムごとや用途（専用系 LAN／複合機等）等の区別が認識できるようにするため、異なる色のケーブルを使用することを原則とする。
なお、具体的なケーブル色は、事前に発注者の承認を得ること。

④受注者は、借入機器の設置場所について事前調査を実施し、施工に適したケーブルを選定し、使用すること。

（６）電源

①据付作業時に電源が必要な場合は、既設分電盤より取得すること。

②分電盤の取得先は事前に発注者の承認を得ること。

③借入機器に電源が必要な場合は既設電源（OA タップ等）の空きコンセントを使用すること。ただし、空きが無い場合は OA タップ等で分岐すること。この場合において、OA タップ等に係る費用は受注者の負担とする。

（７）表示等

①借入機器には、装置名、装置型名、製造番号、製造年月等を明示したラベルを取り付けること。

②借入機器間を接続するコネクタ、入出力端子及びケーブル等には、接続先が判明できる表示を行うこと。

（８）その他

システムの起動及びシャットダウンの操作に係るマニュアルを A4 サイズ両面１枚で作成し、ラミネート加工した後、各納入場所に２部配備すること。

11　既設機器の設定変更について

既設設備である衛星用ルータ、HUB、衛星系接続器及び地上衛星回線切替器等は、新設する設備との通信が可能となるよう、必要に応じて設定変更・ケーブル配線接続、現地確認試験等を行うこととし、その場合は、既設設備の導入・保守業者及び発注者と協議の上、実施すること。なお、その際に発生する既設設備の改修に要する費用等については、全て受注者の負担とすること。

12　研修

受注者は発注者に対し、各納入場所において借入機器の操作研修を借入期間の開始日までに行うこと。

なお、受注者は第１章の６に示す簡易操作マニュアルと同じもの及びその他必要な資料を作成し、研修受講者に配付して、操作研修を実施すること。

また、各納入場所で実施する操作研修の研修対象者はそれぞれ５名以内とし、研修対象者、研修場所、研修時間等は別途発注者が指定する。この場合において、研修に要する費用については、会場に係る経費は発注者の負担とし、その他の経費（資料の準備等）については受注者の負担とする。

第４章　システム保守

１　受注者は、本システムの安定稼働及び借入機器の保全のため、保守及び障害時対応を行い、障害発生時には調査の上、その原因を特定し、発注者へ報告すること。

また、その対応に当たっては、既存機器の保守業者と連携し、既存機器及び借入機器が安定的に稼動するように責任を持って対応すること。

なお、既存機器の障害の対応に要する費用は、本業務には含まないものとする。

２　本業務の保守期間は、平成 28 年３月 15 日から平成 33 年 3 月 14 日までとする。

３　受注者は、借入機器の故障及び障害が発生した場合は、発注者の要請に基づき、２時間以内に当該借入機器の設置場所へ技術員を派遣して、復旧対応を行うこと。ただし、鏡野町役場及び上齋原オフサイトセンターについては、夜間（午前９時から午後５時までを除く時間帯）及び休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項に規定する休日をいう。）は 4 時間以内に現地に到着するものとする。

なお、故障及び障害の復旧対応が完了したときは、発注者にその旨を速やかに報告すること。

また、受注者は、借入機器の保守期間中の故障及び障害発生時に対応するため、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを明らかにした受付窓口を設置し、迅速に対応する体制を図ること。

４　本業務の復旧対応は、24 時間 365 日とし、現地修理及び現地交換とすること。ただしやむを得ない事情により持ち帰り修理を行う場合は、発注者の承認を得た上で、代替機を準備し対応すること。

５　受注者は、借入機器の故障等により、HDD の初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、借入機器の導入当初の状態（全ソフトのインストール、設定）に設定すること。

また、その場合は可能な限りユーザーデータを復元すること。

６　受注者は、本業務に係る保守期間において、導入したソフトウェアのバージョンアッ

プ及びパッチがリリースされた場合は、速やかに情報収集及び借入機器の動作に対して異常が生じることがないか確認を行い、発注者に報告すること。

発注者は、受注者から報告を受けた後、適用の可否を判断するので、受注者は、その指示に従って設定及び動作確認を行うこと。

なお、既知のセキュリティホールに対する対策作業を随時実施（OS、ソフトウェア、ウイルス対策ソフトについて全て最新のものを導入すること。）し、また、本システムの脆弱性が発見された場合は、受注者はセキュリティパッチプログラムの適用等、速やかに対応すること。

また、ソフトウェアを利用するに当たり、販売元からのサポート・アップグレードを受けるために必要な５年分のライセンス更新費用を本業務に含むものとする。

7　受注者は、発注者が本システムを常に安全かつ完全に使用できるよう、本仕様書に基づき保守を行い、その費用を負担すること。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者がその費用を負担するものとする。

8　受注者は、本業務に係る賃貸借及び保守期間の満了又は本業務に係る契約が解除された場合は、速やかに借入機器を撤去しなければならない。この場合において、借入機器を使用する際に作成された各種電磁的記録の内容を全てハードディスクから消去すること。

なお、ハードディスクから消去する作業の方法は、米国国防総省準拠方式（DoD5220.28-M）に準ずること。

9　受注者は、借入機器が正常に稼働するよう年２回（原則、各年度の上半期及び下半期にそれぞれ１回）、以下の内容で定期点検を実施すること。

（１）借入機器の点検及び清掃

（２）定期交換部品の交換作業

（３）その他必要な作業

10　受注者は、９の定期点検を実施した際は、定期点検終了後遅滞なく定期点検実施報告書を危機管理課に提出し、発注者の承認を受けること。

（別図）

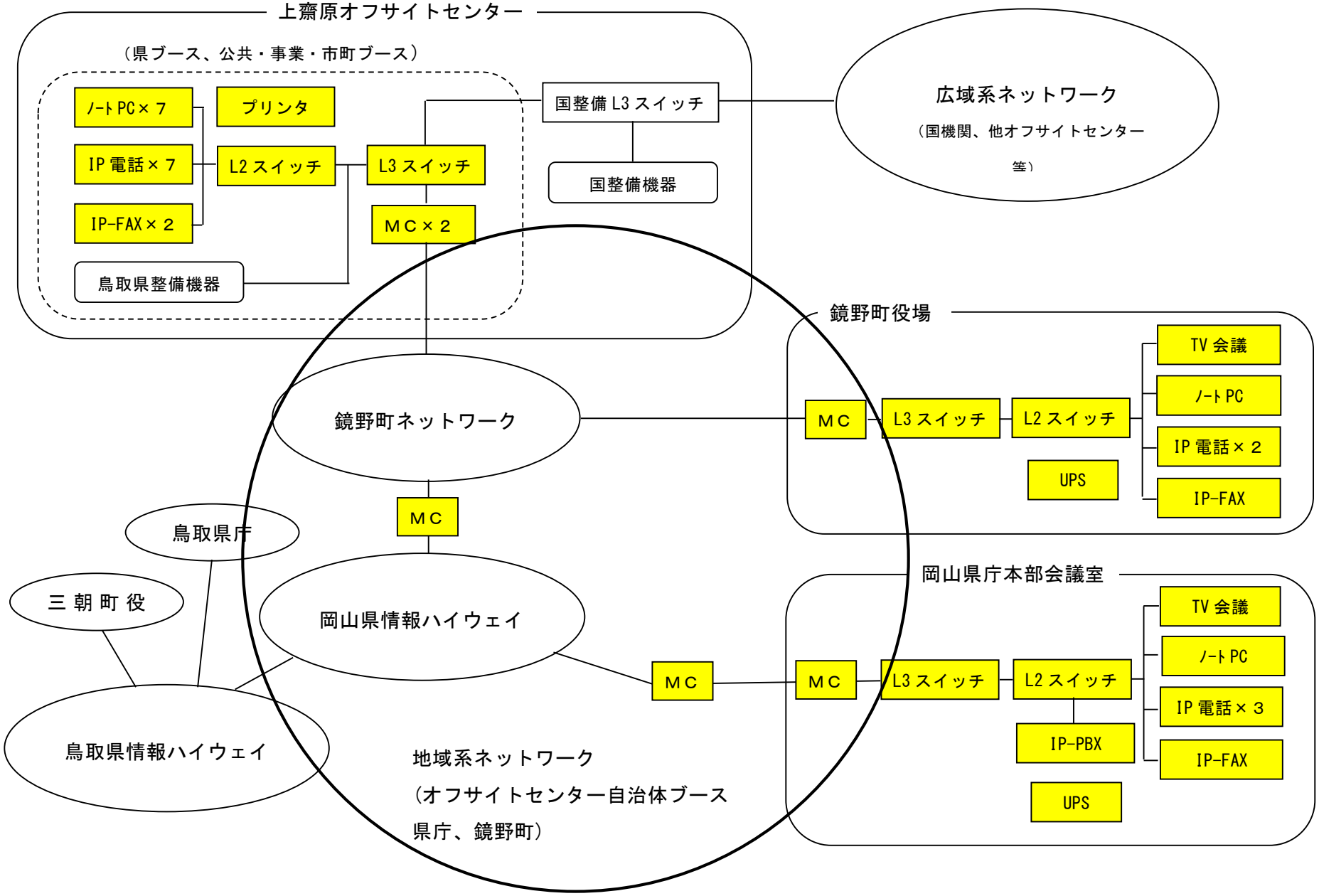
上齋原オフサイトセンター
（県ブース、公共・事業・市町ブース）
ノートPC×７
プリンタ
IP 電話×７
L2 スイッチ
L3 スイッチ
IP-FAX×２
ＭＣ×２
鳥取県整備機器
国整備 L3 スイッチ
国整備機器
広域系ネットワーク
（国機関、他オフサイトセンター等）
鏡野町ネットワーク
ＭＣ
鳥取県庁
三朝町役
岡山県情報ハイウェイ
鳥取県情報ハイウェイ
ＭＣ
地域系ネットワーク
（オフサイトセンター自治体ブース
県庁、鏡野町）
鏡野町役場
ＭＣ
L3 スイッチ
L2 スイッチ
UPS
TV 会議
ノートPC
IP 電話×２
IP-FAX
岡山県庁本部会議室
ＭＣ
ＭＣ
L3 スイッチ
L2 スイッチ
IP-PBX
UPS
TV 会議
ノートPC
IP 電話×３
IP-FAX